



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

# ぎふ 環境 保全

発行  
平成27年  
4月15日

VOL.  
102

【特集】

◆(社)岐阜県産業環境保全協会平成27年度事業計画

【行政ニュース】

◆「岐阜県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更  
について」  
岐阜県環境生活部廃棄物対策課

【トピックス】

◆「不法投棄産業廃棄物の撤去奉仕活動について」

(社)岐阜県産業環境保全協会



特集	(一社)岐阜県産業環境保全協会 平成27年度事業計画書 ……	2
----	--------------------------------	---

行政ニュース	「岐阜県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について」 岐阜県環境生活部廃棄物対策課 ……	5
	・岐阜県からのお知らせ 「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の運用通知の一部改正について(補足)」 岐阜県環境生活部廃棄物対策課 ……	9

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～	「資源物持ち去り防止を考える」	岐阜県揖斐県事務所 ……	10
---------------------	-----------------	--------------	----

シリーズ	わがまちの環境保全と対策 「～市民と協働で 安全・安心・元気な下呂市～」 下呂市長 野村 誠 ……	12
------	---	----

トピックス	「不法投棄産業廃棄物の撤去奉仕活動」 (一社)岐阜県産業環境保全協会 ……	13
-------	--	----

協会だより	〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉	
	理事会の開催 ……	14
	委員会の開催 ……	14
	青年部会の動向 ……	15
	〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉	
	全国正会員会長・理事長会議 ……	15
	manifesto推進委員会 ……	15
	総務倫理委員会 ……	15
	全国正会員事務局責任者会議 ……	15
	〈中部地域協議会〉	
	全体会議 ……	15
	専務理事会議 ……	16
	〈収集・運搬業務における協会オリジナル 「交通安全テキスト」のホームページ掲載のお知らせ〉 ……	16
	〈社名変更〉 ……	16
	〈会員数の状況〉 ……	16
お知らせ	岐阜県、岐阜市の人事異動(関係分) ……	17
	平成27年度産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程 ……	18
	電子manifestoシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況 ……	19
	許可の有効期限にご注意 ……	20
	協会への入会のおすすめ ……	21
	会費の納入は便利な口座振替で ……	22
	協会報への広告掲載募集 ……	23
	産業廃棄物管理票(manifesto)等の購入について ……	24
	産業廃棄物管理票(manifesto)購入申込書 ……	25
編集後記	……	26

表紙写真	「岐阜総合運動場」(岐阜市) ……	フォト飛水 毛利秋生
------	-------------------	------------

# 平成27年度 事業計画書

## 第1 基本方針

昨年4月の消費税率引き上げの影響が思いのほか長く続き、特に地方では企業の業績回復、景気の回復を実感するまでには至りませんでした。しかし、12月に誕生した第3次安倍内閣は、「地方創世」を掲げ、地方における景気回復の実感を目指しています。消費税率引き上げの延期と相まって、地方経済回復への期待も大きくなります。

産業廃棄物の処理業界にとりましても、新年度は、廃棄物・リサイクル関連法制度の見直し、一斉に行われ大きな転換点をむかえる年になるようです。廃棄物処理法は、数年に一度の見直しの内容が具体的になり、巨大地震の発生に備えた災害廃棄物対策についても、新たな法制度も視野に検討が進められています。廃棄物処理法の改正については、日々の業務に直接影響が及ぶことであり、災害廃棄物対策についても、廃棄物処理の専門家の集まりとして社会に貢献できる大切な機会でもあります。これらの動向には常に注意を払い、協会の考え方を明らかにしていく必要があります。

処理業界の身近な話題としては、前回の法改正で設けられた「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の普及があります。施行後、既に4年になろうとしています。認定を取得した会員は少数にとどまっています。協会では、やがて「優良認定は業界のスタンダードになる」との考えから、優良認定制度とエコアク

ション21の研修を実施しました。今年度は、昨年度の研修事業に加えて、「優良認定制度マニュアル」の作成、協会のホームページを活用した「事業情報の公表」、「電子マニフェストの操作研修会」さらには、エコアクション21の「グリーン化プログラム」の実施し、認証申請の支援を予定しています。この機会に、優良認定の取得に向け一歩を踏み出していきたいと思えます。

また、会員の皆様の支援を頂きながら、昨年度に一部着手した不法投棄産業廃棄物の撤去については、社会貢献の一環として引き続き実施し、適正処理の必要性、重要性を広く啓発して参ります。

一方、日常の業務を進めるうえで、労働災害防止への配慮は欠かすことができません。昨年度の「収集・運搬業務における交通安全支援事業(協会オリジナルテキストを使用した交通安全講習会)」で使用したテキストを協会のホームページからいつでもご覧いただけるように致しました。少しでも、労働災害の減少のお役に立てばとの思いです。

会員の皆様におかれましても、協会の研修会、講演会などには積極的に参加し、知識技能の向上に合わせて、会員相互の交流、ネットワークの形成に努め業績の向上に繋げて頂くようお願いします。

## 第2 事業計画

平成27年度において取り組むべき主たる事業を次のとおり定め、社会情勢の変化に対応

しつつ、次の事業を推進していきます。

## 〔実施事業〕

### 1 啓発普及事業

- ① (1) 情報化社会に対応するため、ホームページ等による情報の提供、収集の迅速化を図るなど、情報化事業に積極的に取り組みます。
- (2) 産業廃棄物処理に関する正しい認識と理解を県民の方に深めてもらうために、環境フェア等での啓発、新聞広告等媒体をとおして啓発を行います。
- (3) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する会員の相談に幅広く応じ、必要な情報等を提供します。また、排出事業者や一般県民からの相談に応じ積極的に会員業務の紹介を行います。
- (4) 協会報「ぎふ環境保全」(年4回)を発行し、会員及び関係者に情報提供を行います。
- (5) 「協会要覧」(会員名簿)を年1回発行し、会員の事業の周知を行います。
- (6) 県内の豊かな自然をテーマとした「オリジナル協会カレンダー」を作成、配布することによって適正処理の大切さを周知します。

### 2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及事業

- (1) 産業廃棄物の適正処理を推進するのに有用な産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及を図るため、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)を利用者に頒布します。
- (2) 国、岐阜県、岐阜市及び公益財団法人

日本産業廃棄物処理振興センター等と連携しつつ、電子マニフェストの普及促進に努めます。

## 〔共益事業〕

### 1 組織強化事業

- (1) 健全な産業廃棄物処理業界の発展を目指し、引き続き会員の加入促進に努めます。
- (2) 優良会員等の表彰を行い、その功績を顕彰するほか、国、岐阜県及び公益社団法人全国産業廃棄物連合会等の表彰に際し、優良会員等を推薦します。
- (3) 産業廃棄物対策基金の適正な運営管理を行います。
- (4) 会員の許可期限及び更新手続きの案内を通知し、事務手続きを支援します。
- (5) 協会活動の健全な発展を図るため、協会の次世代を担う若者で構成する青年部会活動を支援します。
- (6) 会員の福利厚生事業等の充実に努めます。

### 2 調査及び研修事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する研修会等を開催するとともに、産業廃棄物処理施設等の視察の機会を設け、会員の知識、技術の向上を図ります。
- (2) 産業廃棄物処理業の経営の改善、労働安全衛生研修会の実施、事業優良化の促進を図るため、研修会、講習会等を開催します。また、国及び岐阜県等の行う優良処理施設の認定制度等の情報を積極的に提供するとともに、優良認定の取得に向け、「優良認定制度マニュアル」を作成、協会のホームページを活用した「事業情

報の公表]を行います。

- (3) 公益社団法人全国産業廃棄物連合会をはじめとする関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理、再生利用、環境保全等に関する調査研究等へ積極的に参加するように努めます。
- (4) 産業廃棄物に関する情報や関係法令の改正等に係る資料を、「保全協 News」、 「協会ホームページ」等を通じて、随時会員に提供します。
- (5) 産業廃棄物処理にかかる総合情報誌「いんだすと」を、毎月正会員に配付します。
- (6) 産廃手帳(2016年版)を会員に配付します。
- (7) 会員に産業廃棄物処理等に関する図書の紹介、各種資料の提供を積極的に行います。

### 3 適正処理支援事業

- (1) 産業廃棄物処理関係の会議等へ積極的に参加し、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正処理や再生利用に関する技術情

報の提供等に努めます。

- (2) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等を一層推進するため、会員の産業廃棄物処理施設の巡回指導を行います。また、不法投棄の恐れのある地域のパトロールを行い、不法投棄の防止、早期発見に努めます。
- (3) 県内の不法投棄産業廃棄物を行政機関等の協力を得て協会員の自主的協力により撤去することにより、地域の生活環境の向上、廃棄物の適正処理の普及啓発を図ります。

### 4 協力交流事業

- (1) 公益社団法人全国産業廃棄物連合会・中部地域協議会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、一般財団法人日本環境衛生センター等との交流を図り、情報の共有や相互支援の確立に努めます。
- (2) 産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会、研修会の実施に協力します。



# 岐阜県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」という。)第7条に基づき、平成20年3月策定された岐阜県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(以下「岐阜県PCB廃棄物処理計画」という。)を今般一部変更しました。

今回の計画は、国が昨年夏に変更したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)との整合性を図ったものであり、主な変更内容及び概要は以下のとおりです。

## 〈主な変更内容〉

- (1) 低濃度PCB廃棄物の位置づけ
- (2) 処理体制及び処理期限の変更
- (3) 一日でも早く安全かつ適正に処理を完了するための方策の追加

## 〈岐阜県PCB廃棄物処理計画の概要〉

### 1 計画の基本的事項

#### (1) 計画の目的

ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の確実かつ適正な処理を、総合的かつ計画的に推進するための方策を定めることにより、PCB廃棄物による環境汚染を未然に防止し、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

#### (2) 計画の対象

岐阜県内のPCB廃棄物

#### (3) 計画期間

平成27年4月から平成39年3月まで

#### (4) 期限内処理

国の基本計画に基づく広域的処理に従い、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各PCB処理事業所における処理期間に応じて処理する。ただし、低濃度PCB廃棄物については、PCB特別措置法で定める期限までに処理することとし、全てのPCB廃棄物について、1日でも早く、安全かつ適正に処理を完了する。

#### (5) 確実かつ適正な処理体制

国、県及び岐阜市(以下「県市」という。)、保管事業者、PCB廃棄物処理施設等及び収集運搬者等の関係者は、それぞれの役割分担により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に努めるとともに、各々が連携して計画的な処理の推進を図るものとする。

## 2 PCB廃棄物の処分見込量

廃棄物の種類		保管量	発生量	処分見込量	
①	高圧トランス	124台	15台	139台	
②	高圧コンデンサ	1,826台	322台	2,148台	
③	低圧トランス	59台	2台	61台	
④	低圧コンデンサ	8,548台	1台	8,549台	
⑤	柱上トランス	34,583台	136,000台	170,583台	
⑥	安定器	74,849台	1,948台	76,797台	
⑦	その他の大型機器	—	—	—	
⑧	その他の小型機器	238台	25台	263台	
⑨	PCB(濃度100%)	0.170 t	0 t	0.170 t	
⑩		PCBを含む油	44.806 t	0 t	44.806 t
⑪	PCBを含む油	電力会社が自ら処理するPCBを含む油	0.877 t	柱上トランスの処分に伴い随時発生する。	
⑫		PCBを含む油(低濃度)	13.878 t	0 t	13.878 t
⑬	感圧複写紙	2.858 t	0 t	2.858 t	
⑭	ウエス	ウエス	14.908 t	0 t	14.908 t
⑮		ウエス(低濃度)	2.051 t	0 t	2.051 t
⑯	微量PCB汚染物 (ウエスを除く)	8,878台	1,156台	10,034台	
⑰	汚泥	3.674 t	0 t	3.674 t	
⑱	その他PCB汚染物	0.416 t	0 t	0.416 t	

注1)「保管量」は、平成26年3月末時点で保管しているPCB廃棄物の量。

注2)「発生量」は、平成26年3月末時点で使用中であるPCBを使用した製品の量と同値。

注3)「処分見込量」は、保管量に発生量を加えた量。

## 3 PCB廃棄物の処理体制及び処理期限

廃棄物の種類	処理施設	処理完了期限
高圧トランス等 廃PCB等 3の①～④、⑦、⑨、⑩	中間貯蔵・環境安全事業(株) 豊田PCB処理事業所	平成35年3月
車載トランス	中間貯蔵・環境安全事業(株) 豊田PCB処理事業所	平成35年3月
	中間貯蔵・環境安全事業(株) 北九州PCB処理事業所	平成31年3月
	中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪PCB処理事業所	平成35年3月
	中間貯蔵・環境安全事業(株) 東京PCB処理事業所	平成35年3月
	特殊コンデンサ	中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪PCB処理事業所
安定器等 3の⑥、⑧、⑬、⑭、⑰、⑱	中間貯蔵・環境安全事業(株) 北九州PCB処理事業所	平成34年3月
低濃度PCB廃棄物 3の⑫、⑮、⑯	無害化処理施設等	平成39年3月 (PCB特別措置法による期限)
柱上トランス及び電力会社が自ら 処理するPCBを含む油 3の⑤、⑪	自社による処理 (電力会社保有分)	

## 4 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

## (1) 県市の役割

- ・保管事業者に対し、PCB特別措置法第8条の規定に基づく保管状況の届出(以下「保管状況届出」という。)の指導を徹底するとともに、立入検査等を通じ適正保管、期限内の処理を指導する。
- ・国、電気保安関係の事業者等の関係機関と協力してPCB廃棄物の未処理事業者の一覧表を作成し、処理完了期限までに処理が行われるよう指導等を行う。
- ・PCBを使用した製品の使用事業者に対する代替品への転換、処理完了期限内の処理を周知する。

- PCB廃棄物の収集運搬業者等に対して、各広域協議会及び関係自治体が定める輸送規制等の遵守を徹底するとともに、安全かつ効率的な収集運搬が行われるよう監視、指導を行う。
- 保管事業者、建設業者、解体業者等に対して、PCB廃棄物が不適正に処理されることがないよう周知啓発、監視、指導を行う。
- 拠点の広域処理施設が設置されている地元自治体に対して、広域協議会を通じて、当該地元自治体に対して必要な協力を行う。
- 中小企業者の処理費用の負担軽減のために設置されているPCB廃棄物処理基金へ出えんし、中小企業者の早期処理の推進を図る。
- 県民及び事業者の理解を深めるため、パンフレット、インターネット等の媒体を活用し、PCBに関する情報を広く提供する。

### (2) 保管事業者等の役割

- PCB廃棄物を、各処理施設の処理完了期限内に确实かつ適正に処分する。
- 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、PCBの漏えい等により人の健康及び生活環境に被害が生じないように適正に保管する。
- 保管状況届出を行うとともに、PCB廃棄物の紛失等の防止を徹底する。
- PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県市が実施する施策に協力する。

### (3) 収集運搬業者等の役割

- PCB廃棄物の収集運搬が确实かつ適正に行われるよう、収集運搬基準、収集・運搬ガイドライン並びに各広域協議会及び関係自治体が定める輸送規制等を遵守する。
- 緊急時対応マニュアル等を整備し、作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- 安全かつ効率的に処理施設への搬入が行われるよう、保管事業者及び処分業者と十分な調整を行い、運行管理を適切に行う。
- PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県市が実施する施策に協力する。

### (4) 処分業者等の役割

- PCB廃棄物の処分が确实かつ適正に行われるよう、処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準、処分基準を遵守する。
- 処理完了期限内に确实かつ適正に処理ができるよう、受入基準及び受入計画を定め、保管事業者及び収集運搬業者等と十分な調整を行い、計画的な処分を行う。
- PCB廃棄物の搬入及び処分の状況並びに排出モニタリング結果等の情報の公開を積極的に行い、PCB廃棄物の処理についての理解と信頼を得るよう努める。
- 緊急時対応マニュアル等を整備し、作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県市が実施する施策に協力する。

## 岐阜県からのお知らせ

〈岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の運用通知の一部改正について(補足)〉

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(以下「条例」という。)の運用通知の一部改正については、既に「ぎふ環境保全(VOL.101)」でお知らせしたところですが、各事業者の皆さんから「再生利用のための処理を委託する場合の県外産業廃棄物の県内搬入届出の免除(条例第20条)」についてお問い合わせが多数寄せられましたので、この点について以下のとおり補足しますので、取扱いにお間違えのないようお願いします。

○ 「再生利用のための処理を委託する場合」とは、以下の場合を言い、それ以外の「再生利用のための処理委託」は「再生利用のため」には該当しないため、免除の適用はなく、従前通り県外産業廃棄物を県内に搬入する場合には、知事にあらかじめ届け出をする必要があります。

- ・ 廃棄物処理法第15条の4の2の規定により環境大臣の認定を受けた者
- ・ 廃棄物処理法第20条の2第1項の規定により知事の登録を受けた者
- ・ 廃棄物処理法施行規則第10条の3第2号の規定により知事の指定を受けた者

※ 条例運用通知については、以下の県HPでご確認ください。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/haikibutsu-fuhotoki/haikibutsu/joreihoka/tekisei-jourei.data/unyotsuchi.pdf>)

## 資源物持ち去り防止を考える

岐阜県揖斐県事務所

はじめに平成27年4月1日から県組織の改編により西濃振興局揖斐事務所から揖斐県事務所となりましたことをご案内します。

さて、地域の環境保全を推進するうえで廃棄物処理は、住民を含む全ての関係者が一丸となって取り組んでいかなければならない最重要事項の一つです。

揖斐県事務所環境課は、管内3町(揖斐川町、大野町、池田町)と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を積極的に運用することを目標とし、定期的に勉強会を開催しています。

平成21年度から年に3～5回開催し、具体的な事例による対処方法の周知、質疑応答等により円滑かつ適正な一般廃棄物処理の運営に生かされています。

そんな中、平成22年頃から、金属類など資源ごみの持ち去りが各町で問題となってきました。

揖斐川町では、町民からの深夜早朝の騒音、集積場のごみ散乱といった苦情が多く寄せられ、警察と連携してパトロールを実施するほどにまで至っていました。

ところが警察が持ち去りの現場を押さえても、資源ごみの持ち去りは、被害額を算定できないので、現状では罰することができず、持ち去り事案の防止に歯止めがかからない状態でした。

そこで勉強会では、資源物持ち去り防止を題材に他県市町の状況を検証・検討を積極的に進め、全町において防止対策の根幹を成す町廃棄物条例の一部改正につなげることができましたので、その状況をご案内します。

### 揖斐川町

平成24年7月1日より施行(揖斐川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則の一部改正)  
○条例条文

(資源物の収集又は運搬の禁止等)

第5条の2 町長及び町長の指定する者以外の者は、廃棄物処理実施計画で定める場所に置かれた規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 町長は、町長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(罰則)

第10条 第5条の2第2項に規定する命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

○規則条文

(資源物の収集又は運搬の禁止等)

第4条の2 条例第5条の2第1項の規定で定める資源物は、缶類、ビン類、ペットボトル、古紙類、金属粗大ごみ、廃家電とする。

2 条例第5条の2項の規定による命令は、資源物収集・運搬禁止命令書により行うものとする。

### 池田町

平成27年4月1日より施行(池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則の一部改正)

○条例条文

(所有権の帰属)

第9条 一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物収集場所(町が指定する一般廃棄物の収集場所をいう。)に排出された一般廃棄物のうち、町長が再生利用可能と認めたもの(以下「リサイクル可能資源」という。)の所有権は、町に帰属するものとする。

(収集又は運搬の禁止等)

第10条 リサイクル可能資源は、町又は町長が指定する者以外の者は収集し、又は運搬してはならない。

2 町長は、前項の規定に違反して、リサイクル可能資源を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないように命ずることができる。

3 前項の規定による命令を行う場合においては、池田町行政手続条例(平成26年池田町条例第3号)第27条第1項に規定する弁明は、口頭で行うものとする。

4 町長は、第2項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(罰則)

第11条 第10条第2項の規定による命令に従わない者は、20万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。(資源物の収集又は運搬の禁止等)

○規則条文

(リサイクル可能資源の収集又は運搬の禁止)

第6条 条例第9条で規定するリサイクル可能資源は、次のとおりとする。

(1) 金属類・缶類・ペットボトル・プラ容器・ガラスびん

(2) 古紙類・繊維類

2 条例第10条第1項の規定で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 廃棄物を収集し、又は運搬することを町が委託している者。

(2) 自治会、PTA等の住民の団体で、町長が認める者

(3) 前2号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者。

(命令及び公表)

第7条 条例第10条第2項の規定による命令は、リサイクル可能資源収集・運搬禁止命令書(別記第25号様式)により行うものとする。

2 条例第10条第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 命令に従わなかった者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 公表を行った理由

3 前項の公表は、池田町公告式条例(昭和30年池田町条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示、その他適切な方法により行うものとする。

大野町

平成27年度の施行に向け準備中。

## わがまちの環境保全と対策



～市民と協働で 安全・安心・元気な下呂市～

下呂市長 野村 誠

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、環境行政に格別のご理解を賜り、県内各地域の環境保全活動にご尽力頂きますこと誠に感謝申し上げます。また、新年度を迎えられ積極的な活動の展開に期待を寄せるものであります。

下呂市は、天下の三名泉と称される「下呂温泉」をはじめ各地域に特色ある豊富な温泉を有し、霊峰御嶽山のすそ野には岐阜の宝物認定第1号の小坂の滝が点在し、清流と山々が創り出す四季折々の豊かな自然に恵まれています。平成22年度には全国初となる「ホスピタリティ都市宣言」を行い、全市民が「お・も・て・な・し」の心で訪れる方をお迎えすることで、魅力ある観光地づくりを目指しており、昨年度の日本温泉地ランキングでは下呂温泉が過去最高となる第3位に選ばれました。

さて当市は、合併から10年が過ぎ、今年度から「もっと住みたい 訪れたい みんなのふるさと わくわく下呂市」を市の将来像に掲げた第二次下呂市総合計画をスタートします。第一次総合計画の基本理念でもある「住民の参画と協働によるまちづくり」を踏襲し、また、ないものを新たにつくりあげるのではなく、これまでに培ってきた下呂市固有の「リソース(地域資源)」を活かし、磨きをかけることで市内外を問わず、誰にとっても誇りと愛着の持てる「ふるさと」となるよう、「今も未来も元気な下呂市」を目指していきます。

環境事業の取り組みとしては、自然と寄り添った持続可能な社会を目指す中で、やすらぎのある自然環境を次の世代へと託すため、市民を中心とした地域自治会環境美化活動や、道路・河川などのクリーン作戦への支援、特定外来生物の防除など自然環境の保全、また生物の生育環境を保全し潤いのある水辺を確保するため、将来を託す子ども、特に小学生を中心にカワゲラウオッチング等の環境学習、その他に、一般廃棄物処理基本計画に基づいた廃棄物の減量化とともにリデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進し小型家電リサイクルなど環境にやさしい循環型社会の構築、地球温暖化防止対策のひとつとして太陽光発電・太陽熱利用の補助事業も実施し、環境事業の成果が目に見える形となるよう推進していきます。

環境衛生施設は、どの施設も経年劣化が進んでいますが、市民の日常生活において欠くことのできない施設であるため、更新を考慮しながら延命を図っていくこととします。その中で、喫緊の重要課題である一般廃棄物処理施設「下呂市クリーンセンター」は、現施設での更新を地元の苦渋のご理解のもと、今年度から本格的に事業着手する予定としています。

こういった取り組みを市民と行政が手を取り合って行い、安全・安心・元気な下呂市を実現していきます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と今年度が会員の皆様方の更なる躍進の年でありますことを心よりお祈り申し上げます。

## 「不法投棄産業廃棄物の撤去奉仕活動」

(一社)岐阜県産業環境保全協会

美濃加茂市加茂野町加茂野地内の資材置き場に不法投棄された建設系廃棄物(ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、木くず)を「岐阜県産業環境保全協会」が中心となって3月6日、7日の両日に渡り撤去作業活動を行いました。

当協会としては、初めてのことで粥川理事長をはじめ当協会員延べ60人が活動に参加しました。また、当協会が主体的に行う社会貢献事業であることもあり、藤吉加茂野自治会長、片桐県中濃振興局長、長谷川県廃棄物対策課長をはじめ岐阜県職員、美濃加茂市職員、岐阜市職員など延べ30人の方に参加をいただきました。

この二日間で分別済み建設系廃棄物の搬出約200m<sup>3</sup>、未分別建設系廃棄物の搬出約30m<sup>3</sup>の搬出運搬を行いました。

搬出等に必要なダンプトラックやバックホー等の機材を会員企業から持ち寄り、それぞれの撤去分担作業を行いました。運搬先での廃棄物の処理・処分費用についても協会員企業の多様な協力を得て行いました。

全体では家屋解体に伴う廃棄物が約760m<sup>3</sup>あり、残りの530m<sup>3</sup>は今年の5月下旬に現場での粗選別を行って搬出することとしています。

なお、撤去奉仕活動は、不適正処理産業廃棄物が岐阜県内に現存する中、県から撤去協力候補案件の提案を頂き適正処理委員会が中心となって検討を進め、産業廃棄物の適正処理の普及啓発になる社会貢献事業であり地域生活環境の向上にもなることから行うこととしたものです。



あいさつする粥川理事長



積みこみ作業



参加者の撤去作業

## 〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

### ○理事会の開催

平成26年度第4回理事会が、平成27年2月17日(火)に「ふれあい福寿会館」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

#### (1) 会議報告

- ・(公社)全国産業廃棄物連合会第3回マニフェスト推進委員会(平成27年1月13日開催)
- ・(公社)全国産業廃棄物連合会第2回全国正会員事務局責任者会議(平成27年1月30日開催)
- ・(公社)全国産業廃棄物連合会第1回総務倫理委員会(平成27年2月3日開催)
- ・(公社)全国産業廃棄物連合会中部地域協議会第3回専務理事会議(平成27年2月12日開催)

#### (2) 委員会報告

##### ・総務委員会

第3回委員会(1月27日)の協議結果

##### ・研修指導委員会

第3回委員会(1月27日)の協議結果

##### ・広報編集委員会

第4回委員会(1月28日)の協議結果

##### ・適正処理委員会

第4回委員会(1月15日)の協議結果

#### (3) 青年部会報告

・第9回役員会(1月15日)の開催結果

・第5回全国青年部部会長会議(スプリングカンファレンス2015)参加報告等

続いて、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成26年度予算の補正及び予

備費充用について

第2号議案 平成27年度事業計画(案)について

第3号議案 平成27年度予算(案)について  
続いて、不法投棄産業廃棄物の撤去協力について協議が行われ、原案どおり可決承認されました。

続いて、その他として「12月末における会計収支報告」及び「会員の状況」についての報告がされました。



第4回理事会

### ○委員会の開催

下記のとおり開催され、協議事項はいずれも原案のとおり承認されました。

平成27年1月27日(火)

・第3回総務委員会を開催し、「当委員会  
が所管する平成27年度事業計画案」及び  
「不法投棄産業廃棄物の撤去協力」につ  
いて協議しました。

・第3回研修指導委員会を開催し、「当委  
員会が所管する平成27年度事業計画案」  
及び「不法投棄産業廃棄物の撤去協力」に  
ついて協議しました。

平成27年1月28日(水)

・第4回広報編集委員会を開催し、「当委

員会が所管する平成27年度事業計画案」「不法投棄産業廃棄物の撤去協力」及び「協会報「ぎふ環境保全」第102号の編集方針」について協議しました。

平成27年1月15日(木)

- ・第4回適正処理委員会を開催し、「当委員会が所管する平成27年度事業計画案」及び「不法投棄産業廃棄物の撤去協力」について協議しました。

### ○青年部会の動向

平成27年1月15日(木)

- ・平成26年度第9回役員会が開催され「スプリングカンファレンス2015」「未来人の発行」について協議が行われました。

平成27年2月5日(木)

- ・「第5回全国青年部会長会議(スプリングカンファレンス2015)」が那覇市内で開催され、「CSR2 プロジェクト継承と進化～検証」、「第9回全国大会について」、「平成27年度からの全体事業内容に関する件」等について協議が行われました。この会議には小塚青年部会長はじめ3名が出席しました。また、全国から参加された青年部員や協会役員の方々との情報交換など活発な交流が行われました。

平成27年3月10日(火)

- ・平成26年度第10回役員会が開催され「第5回全国青年部会長会議」、「未来人の発行」、「次回総会」について協議が行われました。

正会員会長・理事長会議」が、静岡市内の「ホテルセンチュリー静岡」で開催され、「平成27年度事業運営概要について」を議題に、①事業計画骨子案、②電子マニフェスト運用支援事業、③低炭素社会実行計画等について協議されました。この会議には、粥川理事長と長谷部専務理事が出席しました。

### ○マニフェスト推進委員会

平成27年1月13日(火)に、第3回のマニフェスト推進委員会が開催され、電子マニフェスト運用支援事業について協議が行われました。

この委員会には、長谷部専務理事が委員として出席しました。

### ○総務倫理委員会

平成27年2月3日(火)に、第1回の総務倫理委員会が開催され、副委員長選出、平成27年度事業計画案のうち重要事項、不適正処理と安全衛生事案等について協議が行われました。

この委員会には、粥川理事長が委員として出席しました。

### ○全国正会員事務局責任者会議

平成27年1月30日(金)に、「平成26年度第2回正会員事務局責任者会議」が、東京都内の「アジュール竹芝」で開催され、「平成27年度事業計画骨子」、「電子マニフェスト運用支援事業」、「低炭素社会実行計画」等について説明や協議が行われました。この会議には、長谷部専務理事と青山事務局長が出席しました。

## 〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉

### ○全国正会員会長・理事長会議

平成27年2月27日(金)に、「平成26年度全国

## 〈中部地域協議会〉

### ○全体会議

平成27年3月9日(月)に、「平成26年度中部

地域協議会第2回全体会議が、名古屋市内のローズコートホテルで開催され、「平成27年度の事業計画・収支予算」、「平成27年度の業許可講習会の開催予定」、「(公社)全産連会長表彰候補者の推薦」、「(公社)全産連の平成27年度事業計画骨子案」等について協議が行われました。この会議には、粥川理事長、鈴木副理事長、丹羽副理事長及び長谷部専務理事が出席しました。

回専務理事会議が、岐阜市内において開催され、「平成27年度事業計画、収支予算」、「平成27年度業許可講習会の開催予定」、「(公社)全産連会長表彰候補者の推薦」等について協議されました。

また、会議に先立ち、大垣市内にある丸硝(株)、日本耐酸塩工業(株)へ訪問し、産業廃棄物処理及びリサイクル関連施設の視察・見学をしました。この会議には、長谷部専務理事と青山事務局長が出席しました。

## ○専務理事会議

平成27年2月12日(木)に、「平成26年度第3

## 収集・運搬業務における協会オリジナル「交通安全テキスト」のホームページ掲載のお知らせ

さる、平成26年10月～11月にかけて、会員の皆様の収集・運搬業務における交通安全対策を支援するため、各地域で講習会を開催いたしました。

その際に、講習会で使用した協会オリジナルの「交通安全テキスト」を当協会ホームページ会員専用データベースに掲載しましたので、どうぞご利用ください。

## 社名変更の紹介

(平成27年1月から平成27年3月までに届け出のあった分)

区 分	新 社 名	旧 社 名
正 会 員	有限会社岐北	有限会社岐北清掃社
正 会 員	株式会社堀川組	有限会社堀川組

## 会員数の状況

正 会 員	309
賛助会員	66
特別会員	2
合 計	377

(平成27年3月31日現在)

岐阜県及び岐阜市の平成27年4月1日付で行われた、人事異動をお知らせします。また、岐阜県の現地機関「各振興局」は、「各県事務所」に名称変更されました。

## 岐阜県の人事異動（関係分）

### ◇環境生活部

現 職 名	転 入 者	転入前職名	前 任 者	転出先職名
部長	安福正寿	西濃振興局長	宗宮正典	議会事務局長

### ◇廃棄物対策課

現 職 名	転 入 者	転入前職名	前 任 者	転出先職名
課長	大坪敬明	西濃保健所環境センター所長兼生活衛生課長	長谷川泰介	商業・金融課長
管理調整監	大野雅人	不法投棄監視監（課内異動）	小川弘樹	東濃県税事務所総務課課長
不法投棄監視監	大橋正敏	飛騨振興局環境課長	大野雅人	管理調整監（課内異動）
管理調整係				
課長補佐兼係長	—	—	浅野哲史	環境生活政策課課長補佐兼管理調整係長
主査	和田和也	出納管理課主査	—	—
企画調査係				
主査	蒲 祐輔	産業廃棄物係主査（課内異動）	牛田秀樹	産業廃棄物係技師（課内異動）
一般廃棄物係				
技術課長補佐兼係長	八代英彦	環境管理課技術課長補佐兼水環境係長	坪井久宣	業務水道課生産指導監視係長
主査	今峰充敏	岐阜土木事務所（岐阜駅周辺道路高梁工事事務所）用地第一係主査	野田恭弘	地域福祉国保課主査
主任技師	今村和基	産業廃棄物係技師（課内異動）	—	—
産業廃棄物係				
技術課長補佐兼係長	永井磨智	岐阜保健所生活衛生課技術課長補佐兼生活衛生係長	安藤英樹	環境管理課技術課長補佐兼水環境係長
技師	牛田秀樹	企画調査係技師（課内異動）	今村和基	一般廃棄物係主任技師（課内異動）
技師	林 兼太郎	新規採用	蒲 祐輔	企画調査係主査（課内異動）
監視指導係				
技師	横井貴文	新規採用	新田雄司	東濃県事務所環境課主任技師

## 岐阜市の人事異動（関係分）

### ◇環境事業部

現 職 名	転 入 者	転入前職名	前 任 者	転出先職名
次長	浅野裕之	環境事業課長	原 昭雄	教育委員会事務局次長
廃棄物対策審議監	福井悦男	産業廃棄物指導課長	（新設）	—

### ◇産業廃棄物指導課

現 職 名	転 入 者	転入前職名	前 任 者	転出先職名
課長	桂川芳久	産業廃棄物指導課管理監	福井悦男	廃棄物対策審議監

## 平成27年度 産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程

平成27年度の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)並びに特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の本県及び近県の開催日程を次のとおりお知らせします。

### ○講習会の申込み手続き(岐阜県の場合)

- 受講を希望される方は、あらかじめ当協会に電話(058-272-9293)で問い合わせのうえ、受講予約をしてください。
- 受講希望者が定員(各120名)に達したときは、受付を終了します。
- 受講の手引き(受講申込書等)は、当協会又は岐阜県岐阜地域環境室、岐阜県各事務所環境課(岐阜市の場合は、岐阜市産業廃棄物指導課)で入手してください。

### ○インターネット申込みの導入

講習会の実施機関である(公財)日本産業廃棄物処理振興センターにおいて、昨年度からインターネットによる受講申込みも行っております。

インターネット申込み等の詳細は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページをご覧ください。【URL】<http://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>。

開催県	新 規				更 新		特管責任者
	産廃収運	産廃処分	特管産廃収運	特管産廃処分	産廃収運・ 特管産廃収運	産廃処分・ 特管産廃処分	
岐阜	9/17～9/18				7/24 10/21		7/23
静岡	5/13～5/14 10/14～10/15 (28年) 1/19～1/20				7/29 11/19 (28年) 2/10	12/8～12/9	5/12 7/28 11/18 (28年) 2/9
愛知	5/21～5/22 8/26～8/27 11/5～11/6	6/23～6/26	7/29～7/31	(28年) 2/15～2/19	6/17 8/21 10/29 11/12 12/11 (28年) 3/2	7/8～7/9	6/16 8/20 9/2 9/3 10/28 11/11 12/10
三重	7/16～7/17				5/22 11/27	10/22～10/23	5/21 11/26

岐阜県講習会会場 ふれあい福寿会館(岐阜県県民ふれあい会館) 岐阜市藪田南5-14-53

(注)岐阜県以外については、直接開催県の協会へ受講の受付が可能であるかをお問い合わせください。

(公社)静岡県産業廃棄物協会 ☎054-255-8285

(一社)愛知県産業廃棄物協会 ☎052-332-0346

(一社)三重県産業廃棄物協会 ☎059-351-8488

## 〈電子マニフェストシステム(愛称: J W N E T)の加入申込み〉

— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために —

### 1 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター ホームページの Web 申込フォームから申込みください。

### 2 利用料金

#### (1) 排出事業者

利用区分	A 料 金	B 料 金	少量排出事業者団体 加入料金(C料金)
基本料(1 年 間)	25,920円	2,160円	不 要
使用料(登録簿1冊につき)	10.8円	(66件まで無料) 67件から 32.4円	32.4円
利用区分の目安と なる年間登録件数	1,200件以上	1,199件以下	—

排出事業者の加入単位 任意 (排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など)

#### (2) 収集運搬業者

#### (3) 処 分 業 者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処 分 業 者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能 ※2	
			A料金	B料金
基本料(1 年 間)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料(登録簿1冊につき)	—	—	10.8円	(66件まで無料) 67件から 32.4円
利用区分の目安と なる年間登録件数	—	—	700件以上	699件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理語の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位 任意 (業者単位で加入、1業者の複数加入も可能)

処分業者の加入単位 処分事業場単位 (同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

### 3 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

ホームページアドレス <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

サポートセンター 電話:0800-800-9023(フリーアクセス、通話料無料)

※ I P 電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

### 岐阜県内の加入状況

平成27年3月30日現在

加 入 区 分	加 入 者 数
排 出 事 業 者	3,075
収 集 運 搬 業 者	234
処 分 業 者	133
合 計	3,442

## 産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

○ 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。

○ 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。

許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。

(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)

○ 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会  
TEL 058-272-9293

## ＜協会への入会のおすすめ＞

—— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ——

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要であります。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいたしますよう、お願いいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円  
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

### 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

## ◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約300件のご利用をいただいております。

### ◆ご利用にあたって◆

- 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
- 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用される場合は、事務局へご確認ください。

銀 行 (十六・大垣共立)

信 用 金 庫 (岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山)

信 用 組 合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)

農 業 協 同 組 合 (岐阜県内のすべての農業協同組合)

労 働 金 庫 (東海労働金庫)

ゆうちょ銀行 (全国のゆうちょ銀行)

- ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。
- お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

#### ・正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	11月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

#### ・賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

#### 【お申込み・お問い合わせ先】

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎058(272)9293 (担当:小野)

## 協会報への広告掲載募集

当協会では、協会報「ぎふ環境保全」(年4回発行)及び「協会要覧」(年1回発行)をしており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会報を通じて直接、読者の目に止まるほか、平成23年度からは協会のホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになり、こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金は下記のようになっています。掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

掲 載 面	印刷形態	料 金( )は会員外の掲載
表紙の裏面及び裏表紙の裏面	カ ラ ー	30,000円 (40,000円)
	モノクロ	20,000 (30,000 )
裏 表 紙	カラーのみ	40,000 (50,000 )
本 文 中	カ ラ ー	30,000 (40,000 )
	モノクロ	10,000 (20,000 )

- 注 1 1/2ページの掲載の場合は上記料金の半額です。(広告原稿の版下は広告主負担)  
 2 4回の連載で申込みの場合は、10%の割引となります。  
 3 表紙及び裏表紙の裏面、並びに裏表紙への掲載の申込みは、現在は受け付けていません。



## 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

### 【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

#### 協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

#### 発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにて送信ください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

#### 送料について(送付先が岐阜、愛知、三重、静岡の場合)

単票1箱 (100セット入り)〈すべて〉	411円
連続票1ケース(500セット入り)〈直行用、建設系〉	411円
連続票1ケース(500セット入り)〈積替用〉	463円

※会員は無料、非会員は購入者の負担

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

### 【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業廃棄物連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

\* No. \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

\* No. \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 62ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 午 時 分

住 所 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名又は  
取扱責任者氏名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

F A X 番 号 \_\_\_\_\_

### \*事務局記入欄

支払 方法	発送 払込No
	窓口 現金
整 理	

(注) \*印の欄は、記入しないでください。

委員長 石原 幸喜

副委員長 濱岡 直彦

各務 剛児 川合 秋男 川合 雅和 野々村 清

野村 清晴

編集顧問

大野 安一

## 編集後記

4月は、国や地方自治体、学校、大部分の企業・団体などで事業年度が始まる月であります。当協会も新年度を迎えました。この時期になると、いつも思うことがあるので述べてみたい。

世界最古の書と言われる易経の「易」には、三つの意味があると書かれています。

一つは「変易(へんえき)」と言い、この世のすべてのものごと、人も物も自然も、一時たりとも変化しないものではなく、つねに変化し続けているということを指しています。

二つは「不易(ふえき)」と言い、すべてのものは変化しますが、その変化には必ず、一定不変の「変わらない」法則性があるということです。例えば、季節のように春夏秋冬と変化しますが、その順序が変わることはありません。一日の朝、昼、晩でも同じで夜ばかりとか昼ばかりという一日はありません。

三つは「易簡(いかん)」と言い、「変易」「不易」があらわす変化と不変の法則に基づいてものごとは変化していることを、私たち人間が理解できたならば、何事もわかりやすくなり、悩みや問題もスムーズに解決し、あらゆる意味で生きやすくなるということでもあります。

新しい事業年度を迎えるにあたって、常に変化している時代に、今までと同じで良いか。本来の使命・目的から不変の法則を変えても良いのか。責任ある指導者には、よくよく考えて事業の推進にご尽力頂きたいと考えるのであります。

福島県の放射能汚染土の中間貯蔵施設について、国と地域住民との協議が難航しています。難しい問題ではあるが、先に述べた「易の三(さん)義(ぎ)」と孔子の「忠恕(ちゅうじょ)」(まごころある思い遣り)によって早く解決しないものであろうか。本当の震災復興はその先にあると思うからであります。

※ 易経の解説は、竹村亜希子著「超訳・易経」を参考とさせて頂きました。

【言葉の宝石】

「喝」(禪語)

古来「臨済の喝、徳山の棒」となれば称されて、臨済義玄の喝と徳山宣鑑の棒とは、禅家の二大名物とされている。一喝のなかに五千四十余巻の経文も千七百則の公案もみなふくまれているという。(芳賀幸四郎著「禅語の茶掛一行物」より) 記 大野 安一

平成27年4月15日発行

第102号

編集発行 一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 粥川 長司

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozen.jp>

E-mail [info@gifu-hozen.jp](mailto:info@gifu-hozen.jp)

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク